

福島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 20 号

福島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。